令和８年６月３０（火）
午前９時４５分～１１時４５分
会場　中原図書館多目的室

令和８年度第１回　川崎市社会教育委員会議図書館専門部会

次　第

１　委嘱状伝達
２　教育委員会生涯学習部（市立図書館）あいさつ
３　委員自己紹介並びに職員紹介
４　川崎市社会教育委員会議図書館専門部会の職務
５　川崎市社会教育委員会議図書館専門部会部会長、副部会長の選出
６　報告・協議事項
（１）　川崎市立図書館の現状について
　　①資料 No２ :「川崎の図書館」
　　②「各図書館・分館の概要」
　　③参考資料
（２）　今期の図書館専門部会の進め方について
（３）　今後の図書館専門部会の開催日程について

【配布資料】
資料 No１：令和８・９年度川崎市社会教育委員会議図書館専門部会について
資料 No２:「川崎の図書館」令和７（2025）年度　速報（抜粋）版
資料 No３:「各図書館・分館の概要」
資料 No４：令和８・９年度図書館専門部会スケジュールについて（案）

【参考資料】
・令和６・７年度川崎市社会教育委員会議図書館専門部会研究活動報告書
・今後の市民館・図書館のあり方冊子（令和３（2021）年３月　川崎市教育委員会）
・図書館だより　第７０号（令和８年７月発行）
その他

資料１

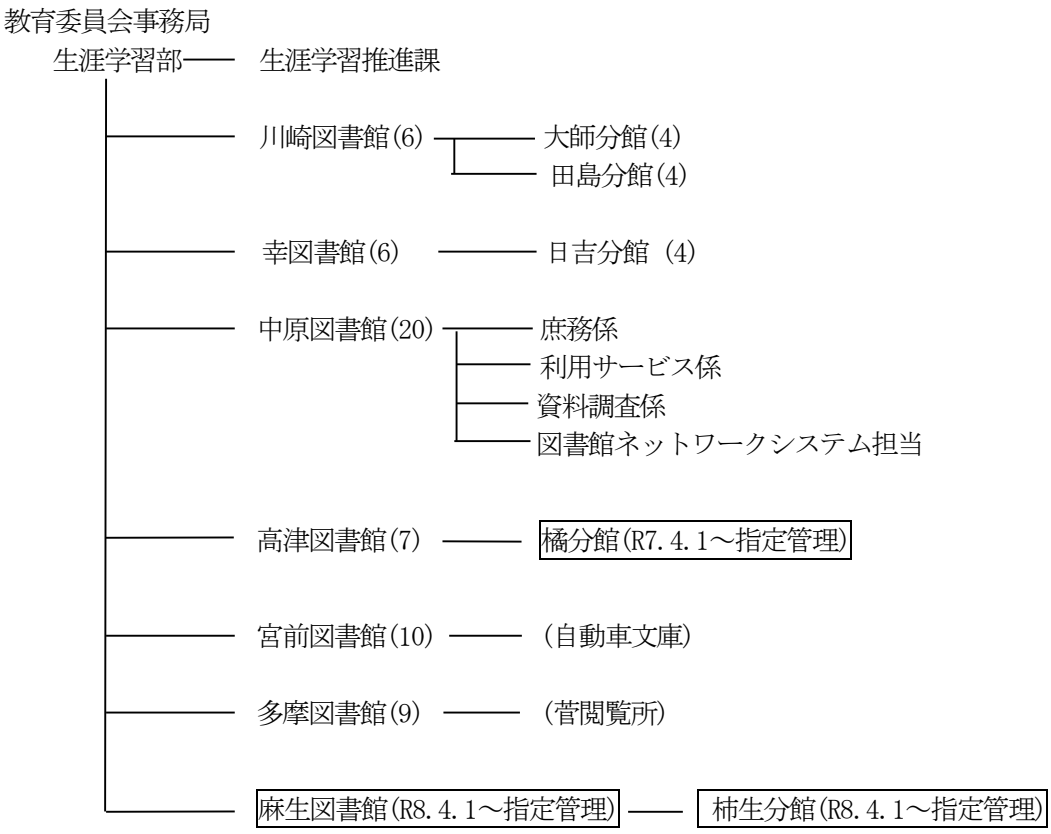
令和8・9年度川崎市社会教育委員会議図書館専門部会　委員名簿

氏　　名	肩　　書
治田　直美	川崎市立京町小学校長
中本　幸枝	川崎市立橘中学校長
老川　素子	川崎市PTA連絡協議会副会長・中原区PTA連絡協議会副会長
板橋　洋一	川崎市総合文化団体連絡会理事長
辻　麻里子	市民委員
金井　喜一郎	相模女子大学学芸学部日本語日本文学科教授
千　錫烈	関東学院大学社会学部現代社会学科教授
井田　やよ子	読みきかせボランティアMENDORI・たまく絵本の会　元代表
但野　文子	東住吉小学校図書ボランティア・中原図書館　読み聞かせボランティア代表
（今後任用予定）	市民委員

【地区館長】

・川崎図書館長　浅野館長
・幸図書館長　土屋館長
・中原図書館長　古俣館長
・高津図書館長　澁谷館長
・宮前図書館長　小嶋館長
・多摩図書館長　小林館長
・麻生図書館長　杉山館長

１　機構・職員（令和８年４月１日現在）　※（）は職員数（会計年度任用職員は含みません）



○　利用案内

- ●　開館時間　　月～金曜日　午前９時30分～午後７時（分館は午前10時～午後６時)
 ※中原・麻生：月～金曜日　午前９時30分～午後９時
 土・日曜日　午前９時30分～午後５時（分館は午前10時～午後５時)
 国民の祝日　午前９時30分～午後５時（分館は午前10時～午後５時)
 ※橘のみ　全日　午前９時～午後６時（令和７年度から試行実施)
- ●　休館日　　施設点検日(毎月第3月曜日､祝休日に当たる場合は当該日の直後の休日でない日)、館内特別整理期間、 年末年始、その他
- ●　個人貸出　　一人10冊まで貸出日から15日以内（ほかに視聴覚資料は3点まで)
- ●　予約点数　　一人10冊まで（ほかに視聴覚資料は3点まで)
- ●　自動車文庫貸出　　一人10冊まで２週間以後の次の巡回日まで
- ●　利用者複写サービス　１枚10円 ※中原 カラー複写（1枚50円、A3のみ80円)
- ●　かわさき電子図書館　個人貸出一人3点まで貸出日から15日以内／予約点数一人3点まで

○川崎市社会教育委員会議規則

昭和52年１月27日教委規則第１号

改正

平成12年２月１日教育委員会規則第３号

平成26年３月26日教育委員会規則第５号

平成28年１月28日教育委員会規則第１号

川崎市社会教育委員会議規則

（趣旨）

第１条　この規則は、川崎市社会教育委員条例（昭和24年川崎市条例第34号。以下「条例」という。）第３条の規定に基づき、川崎市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（選出区分）

第１条の２　条例第２条第２項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　市内に設置された学校の長

（２）　市内の社会教育関係団体等から推薦された者

（３）　市内在住の社会教育に関する経験を有する市民

（４）　学識経験者

（５）　市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

（議長及び副議長）

第２条　会議は、委員の互選による議長及び副議長を各１名置く。

２　議長及び副議長の任期は、２年とする。ただし、再選されることができる。

３　議長は、会議を主宰し、これを代表する。

４　副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議の招集）

第３条　会議は、定例会及び臨時会とする。

２　定例会は、毎月１回これを招集する。ただし、会議は、開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。

３　臨時会は、委員定数の半数以上の要請があったとき、又は議長が緊急の必要があると認める場合に限り、これを招集する。

４　会議は、議長が招集する。

５　議長は、会議の招集及び議事の事項等を、あらかじめ委員及び教育長に通知しなければならない。

（議事及び議決）

第４条　会議は、委員定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

２　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議と教育委員会事務局との関係）

第５条　会議は、議案その他に関し必要あるときは、教育長に対し、教育委員会事務局職員の報告及び説明を求めることができる。

２　前項の場合において、関係職員は、会議で意見を述べることができる。

３　会議に必要な庶務は、教育委員会事務局において行う。

（専門部会）

第６条　会議は、教育文化会館、市民館、図書館、青少年科学館及び日本民家園並びに青少年の家、少年自然の家及び黒川青少年野外活動センター（以下「青少年教育施設」という。）等の社会教育施設の円滑な運営を図るため、別表の専門部会の欄に掲げる専門部会を置く。

２　専門部会は、臨時委員で構成し、教育委員会が委嘱する。

３　前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る専門部会の審議又は調査が終了したときは解職されるものとする。

４　専門部会は、臨時委員の互選による部会長及び副部会長を各１名置く。

５　専門部会は、部会長がこれを召集しその議長となる。ただし、部会長が開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。

６　専門部会は、所属する臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

７　専門部会の議事は、出席した臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

８　専門部会の審議又は調査が終了したときは、当該審議又は調査の結果を会議に報告し承認を得なければならない。

９　部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年２月１日教委規則第３号）

（施行期日）

１　この規則は、平成12年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の規則の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

附　則（平成26年３月26日教委規則第５号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成28年１月28日教委規則第１号）

この規則は、平成28年５月１日から施行する。ただし、第６条の改正規定（図書館及び青少年科学館に係る部分に限る。）及び附則の次に別表を加える改正規定（図書館専門部会及び青少年科学館専門部会に係る部分に限る。）は、平成28年６月１日から施行する。

別表（第６条関係）　抜粋

図書館専門部会	館の運営及び図書館奉仕について意見を述べること。	10人以内	（１）　市内に設置された学校の教育職員 （２）　市内の社会教育関係団体等から推薦された者 （３）　市内在住の社会教育に関する経験を有する市民 （４）　学識経験者 （５）　市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（抜粋）

（平成 11 年 3 月 19 日　条例第 2 号）

（目的）

第１条　この条例は、審議会等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解を深め、もって市民の知る権利の確保に資するとともに、開かれた市政の実現を一層推進することを目的とする。

（対象とする会議）

第２条　この条例の対象とする会議は、市の事務又は事業について市民の意見、専門的知見等の反映及び公正の確保を図るため、市民、学識経験者等を構成員として市長その他の執行機関に設置された審議、審査、調査又は調停を行う審議会、審査会等（以下「審議会等」という。）の会議とする。

（会議の公開の原則）

第３条　審議会等の会議は、これを公開する。

（会議の傍聴）

第７条　何人も、第４条又は第５条の規定により審議会等の会議が非公開とされたときを除き、実施機関の定めるところにより、審議会等の会議を傍聴することができる。

（会議資料の提供）

第８条　審議会等の会議が公開されるときは、実施機関の定めるところにより、傍聴する者に会議資料（情報公開条例第８条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除く。）を提供しなければならない。

（以下、略）

○川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（抜粋）

平成 11 年3月 31 日教委規則第2号

（会議の傍聴等）

第3条　審議会等の会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、会議の都度、委員会が定める。

2　傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、先着順により傍聴人を決するものとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、抽選によることができる。

3　傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

（1）会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

（2）会議場において発言しないこと。

（3）みだりに席を離れないこと。

（4）ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。

（5）他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。

（6）会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、審議会等が特別の理由により承認した行為については、この限りでない。

（7）前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

（会議資料）

第4条　条例第8条に規定する会議資料の提供は、審議会等の構成員と同様に傍聴人に配布することにより行うものとする。ただし、会議資料のうち、図面、地図、写真、報告書等については、当該会議が終了するまでの間、会議場に備え置き、傍聴人の閲覧に供することにより行うことができる。

（会議録）

第5条　条例第9条に規定する会議録には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）会議名

（2）開催日時

（3）開催場所

（4）出席した者の氏名

（5）議題及び会議の公開又は非公開の別

（6）非公開の理由（会議を非公開とした場合に限る。）

（7）傍聴人の数（会議を公開した場合に限る。）

（8）発言の内容

（9）その他審議会等が必要と認める事項

2　事務局は、審議会等の会議終了後、会議録を速やかに作成しなければならない。この場合において、当該会議録の内容について、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。

3　事務局は、会議録が公開された会議に係るものであるときは、その写しを行政情報課に送付しなければならない。

（会議録の写しの閲覧）

第6条　行政情報課は、前条第3項の規定により会議録の写しの送付を受けたときは、直ちに、当該会議録の写しを川崎市公文書館及び情報プラザに備え置き、当該会議録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで閲覧に供しなければならない。

附　則　この規則は、平成 17 年4月1日から施行する。

令和８年度　川崎図書館・大師分館・田島分館　概要

資料３

1 施設・組織

（１）**川崎図書館**　（川崎市川崎区駅前本町12-1　タワーリバーク４階）
開館：平成７（1995）年4月
延床：1,178.97㎡、開架（一般書、児童書他）、閲覧席28席、書庫、事務室
開館時間：［月～金］9:30～19:00　［土日祝］9:30～17:00
休館日：第3月曜日（祝休日の場合は翌日）
蔵書：17万6千冊（一般書13万２千冊、児童書４万冊、CD４千枚）
職員：館長1、係長1、職員4、会計年度任用職員2、委託スタッフ17

（２）**大師分館**　（川崎市川崎区大師駅前1-1-5　川崎大師パークホームズ２階）
開館：平成７（1995）年11月
延床：265.00㎡、開架（一般書、児童書他）、閲覧席10席、書庫、事務室
開館時間：［月～金］10:00～18:00　［土日祝］10:00～17:00
休館日：第3月曜日（祝休日の場合は翌日）
蔵書：４万６千冊（一般書２万９千冊、児童書１万７千冊）
職員（市民館分館と併任）：分館長1、職員3、会計年度任用職員6

（３）**田島分館**　（川崎市川崎区追分町16-1　カルナーザ川崎4階）
開館：平成４（1992）年10月
延床：202.68㎡、開架（一般書、児童書他）、閲覧席11席、書庫、事務室
開館時間：［月～金］10:00～18:00　［土日祝］10:00～17:00
休館日：第3月曜日（祝休日の場合は翌日）
蔵書：４万1千冊（一般書２万4千冊、児童書１万7千冊）
職員（市民館分館と併任）：分館長1、職員3、会計年度任用職員6

2 利用状況（令和７年度実績）

	川崎図書館	大師分館	田島分館
①登録者数（人）	35,443	5,208	3,770
②貸出人数（人）	244,254	41,163	27,634
③貸出冊数（冊）	491,556	98,096	71,040
④入館者数（人）	338,026	59,348	34,642

※登録者数は令和7年度までの延べ人数

※貸出人数は令和7年度中の延べ人数

3 特色・事業（実績値は、令和７年度）

・市内の逐次刊行物（雑誌・新聞等）のとりまとめ
・おはなし会（川崎:44回、大師:42回、田島:47回）
・図書館見学（川崎:３校269人、大師:３校134人、田島:３校103人）
・職場体験（川崎:４校10人、大師:１校３人、田島:２校６人）
・行きたくなる図書館の実現に向けたイベントの開催
・令和9年度（令和９年11月）大師・田島分館指定管理者制度導入に向けた準備

令和８年度　幸図書館・日吉分館　概要

1 施設・組織

（１）幸図書館

開館：昭和55（1980）年7月
延床：886㎡
　１階：開架（一般書、児童書他）、閲覧席（一般28・社会人8席・児童12ほか、計55席）
　２階：談話コーナー（計28席）
開館時間：［月～金］9:30～19:00　［土日祝］9:30～17:00
休館日：第3月曜日（祝休日の場合は翌日）
蔵書：13万9千冊（一般書9万5千冊、児童書4万4千冊）
職員：館長1、係長2、職員3、会計年度任用職員2、受付委託スタッフ16

（２）日吉分館

開館：平成15（2003）年7月
延床：246㎡、開架（一般書、児童書他）、閲覧席8席
開館時間：［月～金］10:00～18:00　［土日祝］10:00～17:00
休館日：第3月曜日（祝休日の場合は翌日）
蔵書：3万8千冊（一般書2万冊、児童書1万8千冊）
職員（市民館分館と併任）：分館長1、職員3、会計年度任用職員6

2 利用案内

（１）本を借りるときは「貸出カード」が必要です。
（２）図書10冊・CD3点まで、貸出期間2週間　※予約（市内在住者等のみ）10冊・3点まで
（３）その他のサービス：団体貸出（学校や保育園等は長い期間、多くの冊数の利用が可能）、
　　有料宅配サービス、かわさき電子図書館（電子書籍3点まで、2週間）など

3 利用状況（令和７年度実績）

	幸	日吉分館
①登録者数（人）	19,550	7,399
②貸出人数（人）	140,496	79,089
③貸出冊数（冊）	349,906	198,196
入館者数（人）	215,562	82,083

※登録者数は令和7年度までの延べ人数
※貸出人数は令和7年度中の延べ人数
※令和7年度開館日は341日

4 事業・取組（令和７年度実績）

・おはなし会（幸42回、日吉43回実施）、図書館見学（幸:5校513人、日吉:4校367人）、
　職場体験（幸:4校11人）、ボランティア人材の活用、特集展示
・幸市民館・幸図書館改修基本計画（令和6年8月策定）、
　改修工事に伴う施設利用休止（予定）令和8年9月～令和10年7月中旬、
　リニューアルオープンと同時に指定管理者制度導入

令和８年度　中原図書館　概要

蔵書数及び各種実績等　令和8年3月31日　　職員数　令和8年4月1日

1 施設・組織

中原図書館（川崎市中原区小杉町3丁目1301番地　武蔵小杉駅西街区ビル）
開館：昭和35年（1960）年4月開設、平成25年（2013）年4月現在地に移転
延床：4,496㎡　閲覧席201席
3～6階：自動書庫
5階：一般、児童、新聞雑誌、文庫、市民情報、閲覧席、ボランティア室　等
6階：一般、参考・郷土行政資料、新書、閲覧席、対面朗読室、事務室　等
開館時間：［月～金］9:30～21:00　［土日祝］9:30～17:00
休館日：第3月曜日（祝休日の場合は翌日）
蔵書：約42万3千冊（一般書約35万5千冊、児童書6万8千冊）
職員：館長1、係長５、職員14、会計年度任用職員１８、委託スタッフ　他

2 利用状況

（令和７年度速報値）

	中原図書館
①登録者数（人）	110,597
②貸出人数（人）	701,113
③貸出冊数（冊）	1,393,881
入館者数（人）	952,665

3 事業・特色

・武蔵小杉駅直結（JR、東急）
商業及び住宅複合施設内に立地
・市立図書館のとりまとめ
（各会議・委員会開催、予算管理、システム管理等）
・郷土行政資料の収集、保存中心館
・行政関係、区役所、地域団体等との連携
特集、展示、イベンドの実施
・学校との連携
学社連係会議
図書館見学（3校354人）
職場体験（7校21人）
・おはなし会
（98回実施〔子ども向け88回、大人向け10回〕）



参考：健康福祉局包括ケア推進室との連携事業

令和８年度　高津図書館・橘分館　概要

蔵書数及び各種実績等　令和8年3月31日　　職員数　令和8年4月1日

1 施設・組織

（１）**高津図書館**

開館：昭和12年（1937）年4月、昭和63年（1988）年3月現在地に移築
延床：2,652.52㎡　閲覧席１４２席
　１階：開架（一般書、児童書他）
　２階：参考郷土資料室、閲覧席、書庫、事務室
開館時間：［月～金］9:30～19:00　［土日祝］9:30～17:00
休館日：第3月曜日（祝休日の場合は翌日）
蔵書：24万冊（一般書１４万８千冊、児童書9万2千冊）
職員：館長1、係長２、職員4、会計年度任用職員（月額2）、委託スタッフ17

（２）**橘分館**

開館：平成5（1993）年10月
管理運営：指定管理（たかつ・未来共創パートナーズ）
延床：247㎡、開架（一般書、児童書他）、閲覧席12席
開館時間：［月～日祝］9:00～18:00
休館日：第3月曜日（祝休日の場合は翌日）
蔵書：２万８千冊（一般書１万６千冊、児童書1万２千冊）
職員（市民館分館と併任）：館長1、図書館担当職員９

2 利用状況

（令和７年度実績）

	高津図書館	橘分館
①登録者数（人）	29,822	5,735
②貸出人数（人）	222,834	57,079
③貸出冊数（冊）	497,980	146,832
入館者数（人）	296,645	75,902



高津図書館南側の溝口緑地と一体化した環境の提供

3 事業・特色

・市内の児童サービスとりまとめ
・おはなし会（高津６２回、橘46回実施）
　図書館見学（高津:3校474人、橘:１校８人）
　職場体験（高津:1校4人、橘:１校２人）
・小学校とタイアップした図書館を活用した授業の実施
・（高津：12回432人）
・行きたくなる図書館の実現に向けたイベントの開催
　高津：認知症サポーター講座、各種子ども向け工作
　橘：本の木、りんごの棚
　高津・橘合同：おみくじの配布
・令和7年度橘分館指定管理者制度開始
　インスタグラムの開始



橘分館インスタグラムから「開館を待つネコ達」

令和８年度　宮前図書館　概要

蔵書数及び各種実績等　令和8年3月31日　　職員数　令和8年4月1日

1 施設・組織

（１）宮前図書館

開館：昭和60年（1985）年7月
建物形態：1,448㎡　閲覧席74席
　2階：開架（一般書、児童書他）
　3階：参考郷土資料室、閲覧席、書庫
開館時間：［月～金］9:30～19:00　［土日祝］9:30～17:00
休館日：第3月曜日（祝休日の場合は翌日）
蔵書：20万9千冊（一般書14万6千冊、児童書6万3千冊）
職員：館長1、係長1、職員８、会計年度任用職員（月額3）、委託スタッフ20

（２）自動車文庫（たちばな号）

開始：宮前図書館では昭和60年（1985）
　※昭和52年（1977）中原図書館で開始（現在は宮前図書館のみ運行）
搭載冊数：約3,000冊
運行：市内21か所を2週間に一度、巡回
運休日：月・土・日祝・雨天時等及び夏季休業期間・年末年始・熱中症警戒アラート等

2 利用案内

（１）本を借りるときは「貸出カード」が必要
（２）図書10冊・CD3点まで、貸出期間2週間　※予約（市内在住者等のみ）10冊・3点まで
（３）その他のサービス
・団体貸出：学校や保育園等は通常より長い期間、多くの冊数の利用が可能
・有料宅配サービス
・かわさき電子図書館：電子書籍3点まで、2週間　※予約　3点まで

3 利用状況

	宮前図書館	自動車文庫
①登録者数（人）	39,251	911
②貸出人数（人）	315,377	1,653
③貸出冊数（点）	691,516	7,672
④入館者数（人）	435,470	―



4 事業・特色

・宮前市民館との合築（宮前文化センター）
・自動車文庫所管：市内全域を本館が基地として運行
・有馬野川生涯学習支援施設（アリーノ）で予約本貸出処理、登録更新会の実施
・おはなし会（60回実施）、 図書館見学（1校177人）、職場体験（5校12人）
・企画展示事業（一般：18回、児童：8回）※関係機関との連携を重視した取り組み
・講座開催（テーマ：「認知症」・「絵本の読み聞かせと乳幼児の応急手当教室」等）
・「認知症関連情報」・「区内保育園情報」のコーナー常設設置
・鷺沼駅再開発事業に伴う市民館・図書館移転準備中

令和８年度　多摩図書館　概要

1 施設・組織

（１）多摩図書館　（多摩区登戸1775－１　多摩区総合庁舎 地下1階）

開館：昭和47(1972)年4月、平成9(1997)年1月現在地に移転
延床：1,725㎡　**閲覧席：**57席
開館時間：［月～金］9:30～19:00　［土日祝］9:30～17:00
休館日：第3月曜日（祝休日の場合は翌日）
蔵書：26万4千冊（一般書20万4千冊、児童書6万冊）
職員：館長1、係長3、職員6、会計年度任用職員（月額2、時間額1）、委託スタッフ17

（２）菅閲覧所　（多摩区菅3-1-1 K･Tプラザビル3･4階）

開館：平成5（1993）年９月
延床：348㎡　**閲覧席：**48席
開館時間：［火～日］10:00～17:00
休館日：毎週月曜日、祝日
蔵書：2万8千冊（一般書1万7千冊、児童書1万1千冊）
職員：会計年度任用職員（月額5、時間額3）

2 利用状況（令和７年度実績）

	多摩図書館	菅閲覧所
①登録者数（人）	36,181	5,341
②貸出人数（人）	256,319	55,693
③貸出冊数（点）	599,883	121,091
④入館者数（人）	348,473	—

※登録者数は令和７年度までの延べ人数
※貸出人数は令和７年度中の延べ人数
※菅閲覧所は入館者数不明

かわさき電子図書館	（延べ）
①ログイン回数	194,323
②閲覧件数	250,416
③貸出件数	70,832
④予約件数	28,411

※かわさき電子図書館
貸出は電子書籍３点まで
貸出期間は２週間

3 特色・事業

【実績数値：令和7年度】

- 多摩図書館は多摩区総合庁舎内にあり、駅からも近く便利な立地
- おはなし会（多摩　85回、菅　24回実施）
- 図書館見学（6校　677人）・職業体験（4校　12人）
- 専修大学図書館学生ボランティアとの連携による展示
- プラネタリムとの連携によるおはなし会
- かわさき電子図書館と障害者サービスのとりまとめ
- 指定管理制度を導入した麻生図書館・麻生図書館柿生分館のモニタリング業務担当

令和８年度　麻生図書館・柿生分館　概要

1 施設・組織

（１）麻生図書館

開館：昭和60年（1985）年7月 麻生市民館との複合館として開館
延床：1,346.11㎡　閲覧席72席
　１階：整理作業室、参考郷土資料室、書庫
　２階：開架（一般書、児童書他）、閲覧席
開館時間：［月～金］9:30～21:00　［土日祝］9:30～17:00
休館日：第3月曜日（祝休日の場合は翌日）
蔵書：20万冊（一般書14万冊、児童書6万冊）
職員：指定管理者（館長1、責任者4、他スタッフ22）

（２）柿生分館

開館：平成15（2003）年6月 柿生小学校内に開館
延床：391.03㎡（学校分含む）、開架（一般書、児童書他）、閲覧席41席（学校分含む）
開館時間：［月～金］10:00～18:00　［土日祝］10:00～17:00
休館日：第3月曜日（祝休日の場合は翌日）
蔵書：4万1千冊（一般書2万1千冊、児童書2万冊）
職員：指定管理者（分館長1、責任者2、他スタッフ4）

2 利用案内

（１）本を借りるときは「貸出カード」が必要です。
（２）図書10冊・CD3点まで、貸出期間2週間　※予約（市内在住者等のみ）10冊・3点まで
（３）その他のサービス
・団体貸出：学校や保育園等は通常より長い期間、多くの冊数の利用が可能
・有料宅配サービス
・かわさき電子図書館：電子書籍3点まで、2週間

3 利用状況（令和７年度実績）

	麻生図書館	柿生分館
①登録者数（人）	40,955	3,096
②貸出人数（人）	334,589	35,931
③貸出冊数（冊）	711,190	80,862
④入館者数（人）	450,957	53,688

※登録者数は令和7年度までの延べ人数

※貸出人数は令和7年度中の延べ人数

4 事業・特色（実績値は令和７年度）

・おはなし会（麻生39回、柿生77回実施）、図書館見学（麻生:8校758人）、職場体験（麻生:4校9人、柿生:1校3人）
・令和8年度麻生図書館・柿生分館指定管理者制度導入
・市民館や関係施設等地域と連携した展示、事業の開催

資料4

令和８年６月３０日

令和８・９年度図書館専門部会スケジュールについて（案）

第１回　令和８年　６月３０日　　図書館専門部会の進め方について

第２回　令和８年　９～１０月頃　　今期の研究テーマについて
（※事前アンケート等実施予定）

第３回　令和８年　１２月ごろ　　研究テーマの選定・協議①
＜今期の研究テーマが決定＞

第４回　令和９年　２月頃　　研究テーマについての協議②

【令和９年度】

第５回　令和９年　５～６月頃　　研究テーマについての協議③

第６回　令和９年　１０月頃　　研究テーマについての協議④

第７回　令和９年　１２月頃　　研究・報告書作成に向けたまとめ

第８回　令和１０年　２～３月頃　　研究・報告書発行（予定）